

# ○野菜勘定における資金の管理等に関する 細則

[平成15年10月1日付]

[15農畜機第152号-3]

**改正** 平成16年6月14日付16農畜機第1269号  
平成19年3月29日付18農畜機第4694号  
平成20年3月31日付19農畜機第4965号  
平成23年3月28日付22農畜機第5102号  
平成25年9月26日付25農畜機第2739号  
平成26年2月6日付25農畜機第4627号  
平成28年3月31日付27農畜機第5928号  
平成28年11月1日付28農畜機第3790号  
平成29年2月21日付28農畜機第5736号  
平成30年3月28日付29農畜機第6961号  
令和3年11月26日付3農畜機第4367号  
令和7年3月25日付6農畜機第8463号

独立行政法人農畜産業振興機構会計規程（平成15年10月1日付け15農畜機第10号。以下「会計規程」という。）第60条の規定に基づき、同規程第6条第1項第3号に規定する野菜勘定における資金の区分整理等に関して必要な事項を次のとおり定める。

（指定野菜価格安定対策資金）

第1条 会計規程第38条第3項に規定する指定野菜価格安定対策資金は、次の各号に掲げる財源に応じ、当該各号に定める資金に細分して整理するものとする。

- (1) 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（以下「業務方法書」という。）第96条に規定する業務区分ごとに登録出荷団体又は登録生産者（以下「登録出荷団体等」という。）から納入された負担金及び第5号に規定する指定特別業務資金から繰り入れられた金銭 指定業務資金
- (2) 業務方法書第97条第5項に規定する事業実施野菜価格安定法人から業務方法書第96条に規定する価格差補給交付金等（以下「価格差補給交付金等」という。）の交付に充てることを条件として納付された納付金及び第5号に規定する指定特別業務資金から繰り入れられた金銭 指定助成業務資金
- (3) 政府から価格差補給交付金等の交付に充てることを条件として交付さ

れた補助金及び次号に規定する指定特別資金又は第5号に規定する指定特別業務資金から繰り入れられた金銭 指定共通業務資金

(4) 政府から前号に規定する指定共通業務資金に繰り入れることを条件として交付された補助金 指定特別資金

(5) 野菜生産出荷安定資金管理規程（以下「資金管理規程」という。）第5条の規定により積み立てられた金銭、次条第1項第5号に規定する契約指定特別業務資金から繰り入れられた金銭及び独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年農林水産省令第104号。以下「省令」という。）第12条第3項の規定により野菜生産出荷安定対策資金の運用によって生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入から繰り入れられた金銭 指定特別業務資金

2 価格差補給交付金等の交付の財源は、前項第1号から第3号までに定める資金に属する金銭をもって充てるものとする。

（契約指定野菜安定供給資金）

第2条 会計規程第38条第3項に規定する契約指定野菜安定供給資金は、次の各号に掲げる財源に応じ、当該各号に定める資金に細分して整理するものとする。

(1) 業務方法書第126条に規定する業務区分ごとに登録出荷団体等から納入された負担金及び第5号に規定する契約指定特別業務資金から繰り入れられた金銭 契約指定業務資金

(2) 業務方法書第130条第5項に規定する事業実施野菜価格安定法人から業務方法書第125条第1項に規定する生産者補給交付金等（以下「生産者補給交付金等」という。）の交付に充てることを条件として納付された納付金及び第5号に規定する契約指定特別業務資金から繰り入れられた金銭 契約指定助成業務資金

(3) 政府から生産者補給交付金等の交付に充てることを条件として交付された補助金及び次号に規定する契約指定特別資金又は第5号に規定する契約指定特別業務資金から繰り入れられた金銭 契約指定共通業務資金

(4) 政府から前号に規定する契約指定共通業務資金に繰り入れることを条件として交付された補助金 契約指定特別資金

(5) 資金管理規程第9条の規定により積み立てられた金銭、前条第1項第5号に規定する指定特別業務資金から繰り入れられた金銭及び省令第12条第3項の規定により野菜生産出荷安定対策資金の運用によって生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入から繰り入れられた金銭 契約指定特別業務資金

2 生産者補給交付金等の交付の財源は、前項第1号から第3号までに定める資金に属する金銭をもって充てるものとする。

(緊急需給調整資金)

第3条 会計規程第38条第3項に規定する緊急需給調整資金は、野菜農業振興事業補助実施要綱第2の1に規定する補助事業の区分に従い、生産出荷団体緊急需給調整資金及び緊急需給調整推進資金に細分して整理するものとする。

(運用収入等の資金への充当)

第4条 省令第12条第3項に規定する野菜生産出荷安定資金の運用に伴い生じた収入(以下「運用収入」という。)を当該資金に充てるときは、充当する額を会計規程第38条第3項の規定により区分された各資金(前条により細分して整理された資金を含む。)に繰り入れて行うものとする。

2 前項の各資金への繰入額は、運用収入の総額から人件費、事務費その他の管理経費に充てた額及び野菜勘定に繰越欠損金があるときは当該繰越欠損金に相当する額を控除して得た残額に、運用収入の総額に占める前項に定める各資金の当該控除する前の運用収入の額の割合を乗じて算出するものとする。

3 省令第12条第3項に規定する野菜生産出荷安定資金の使用に伴い生じた収入は、その使用した各資金に繰り入れるものとする。

4 第1項の規定により運用収入を各資金に繰り入れるときは、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の決裁を得なければならない。

附 則 (平成15年10月1日付15農畜機第152号-3)

1 この細則は、平成15年10月1日から施行する。

2 業務方法書附則第2項の規定により廃止された野菜供給安定基金業務方法書第29条第3項及び第32条本文並びに第73条第3項及び第76条本文の規定により登録出荷団体及び登録生産者以外の者(国を除く。)から価格差補給交付金等又は生産者補給交付金等の交付に充てることを条件として交付された金銭については、第1条第1項第2号又は第2条第1項第2号に規定する事業実施野菜価格安定法人から納付された納付金とみなして管理し、この細則の規定を適用する。

3 資金管理規程附則第3項の規定による繰入れを行った場合においては、第1条第1項第3号及び同項第5号の規定の適用については、第1条第1項第3号中「指定特別資金又は第5号に規定する指定特別業務資金」とあるのは「指定特別資金、第5号に規定する指定特別業務資金、第2条第1項第5号

に規定する契約指定特別業務資金又は野菜生産出荷安定資金管理規程（以下「資金管理規程」という。）第13条第2号に規定する補助金資金」と、同項第5号中「野菜生産出荷安定資金管理規程（以下「資金管理規程」という。）」とあるのは「資金管理規程」とする。

- 4 資金管理規程附則第4項の規定による繰入れを行った場合においては、第2条第1項第5号の規定の適用については、同号中「積み立てられた金銭、前条第1項」とあるのは「積み立てられた金銭、前条第1項第3号に規定する指定共通業務資金又は同項」とする。
- 5 この細則第2条第5号の規定にかかわらず、契約指定野菜安定供給事業における平均取引価額の再算定による追加交付に関する事務取扱規程（令和6年8月30日付け6農畜機第3635号）第3に規定する平均取引価額の再算定により同号の契約指定特別業務資金に不足が生ずるおそれがあると理事長が認めるときは、同号中「指定特別業務資金から繰り入れられた金銭及び」とあるのは、「指定特別業務資金及び理事長が別に定める収入等から繰り入れられた金銭並びに」として同号の規定を適用する。

附 則（平成16年6月14日付16農畜機第1269号）

この細則は、平成16年6月21日から実施する。

附 則（平成19年3月29日付18農畜機第4694号）

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日付19農畜機第4965号）

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日付22農畜機第5102号）

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月26日付25農畜機第2739号）

この細則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年2月6日付25農畜機第4627号）

この細則は、平成26年2月6日から施行する。

附 則（平成27年3月31日付27農畜機第5928号）

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月1日付28農畜機第3790号）

この細則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（平成29年2月21日付28農畜機第5736号）

この細則は、平成29年2月21日から施行する。

附 則（平成30年3月28日付29農畜機第6961号）

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和 3 年11月26日付 3 農畜機第4367号）  
この細則は、令和 3 年11月26日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月25日付 6 農畜機第8463号）  
この細則は、令和 7 年 3 月25日から施行する。